

マル学 の届出について

就学中の被保険者の特例

大学・高校等に就学するため、他市町村に住所を有することになった（**宍粟市から転出した**）被保険者は、住民票を市外に移した後も引き続き宍粟市の保険証を継続して使用できるという特例があります。特例を受けるためには、

“マル学”の申請が必要です。

《国民健康保険法第116条該当届》下記①②の場合

《国民健康保険法第116条非該当届》下記③の場合

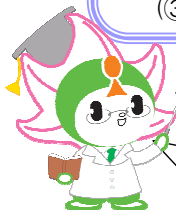
※ここでいう「大学・高校等」とは、学校教育法に規定する学校・専攻学校各種学校のほか、これら学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

【申請が必要な時】

- ① 宍粟市から転出して学校に通い始めたとき
- ② ①の申請を行った翌年度も継続して学生である時は、翌年度の4月に（以降学生である限り毎年）
- ③ 学校を卒業しマル学に該当にならなくなったとき
当初届け出た卒業予定日が変更となった場合も届出も忘れずしてください。

①②下記のものを持参のうえ、申請してください

- ・ 印鑑
- ・ 該当者の国民健康保険被保険者証
- ・ 在学証明書
または有効期限の入った学生証のコピー
(③の届出の場合は、印鑑と保険証のみ)



通学のため転出する
学生さんへお知らせ 